

自費解体・費用償還に関する申請書類チェックリスト

自費解体を検討されている方は、原則として解体業者との契約前に役場保健衛生課へご相談ください。

1 費用償還申請時に提出するもの

- ☐ 半壊以上の証明書
 - ・住家 ：税務課の「り災証明書」
 - ・住家以外：保健衛生課の「被災証明書（公費解体用）」未交付の場合でも、証明書の申請と公費解体の申請を同時期に行うことができますが、被害判定の結果が半壊以上とならなかった場合は、原則として公費解体の対象となりません。
- ☐ 自費解体・撤去に要する費用の償還申請書（様式第1号）
- ☐ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ☐ 建物配置図（様式第2号）
- ☐ 状況写真（様式第3号）：対象家屋等が特定できる全景、施工前・施工中・施工後の写真
- ☐ 見積書（内訳書〔様式第9号〕を含む。）の写し
- ☐ 契約書の写し
- ☐ 領収書その他支払いを確認できる書類の写し
- ☐ マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写し

2 該当する場合に必要なもの

- ☐ 代理人が申請する場合：委任状（様式第4号）＋代理人の本人確認書類の写し
- ☐ 共有名義、所有者が死亡して相続人が決まっていない場合等：村から求められた同意書（様式第10-1号）又は宣誓書（様式第10-2号）
- ☐ 事業用建物の場合：中小企業者等であることを確認できる書類
- ☐ その他、審査に必要な書類（必要に応じて提出）